

電子申請 Q&A

2023.11 東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合

1. 電子申請全般に関すること		
①	電子申請とはなんですか？	電子申請とは、インターネットを利用して届出を行う方法です。インターネットを経由するため、いつでも手続きが可能です。
②	電子申請を利用するメリットはなんですか？	健康保険組合への届出に関するコストや時間を大幅に削減できるので、業務の効率化を図ることができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請時間を気にせずに休日や祝日を問わず、24時間いつでも申請できる ・申請場所の縛りがなくなり、通信環境さえあればどこからでも申請できる ・紙の書類を持つ必要がなくなることで、紛失や盗難などのリスクを抑えられる ・書類の郵送コストが削減できる ・書類の郵送時間がかからないので、届出の処理が比較的早くできる
③	電子申請ができる届出はどれですか？	次の5種の届出です。(R5.11.15現在) <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得届 ・資格喪失届 ・算定基礎届 ・月額変更届 ・賞与支払届 今後、電子申請ができるようになる届出は次のとおりです。(予定) <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等取得者申出書 ・産前産後休業取得者申出書 ・育児休業等終了時報酬月額変更届 ・産前産後休業終了時報酬月額変更届 ・被扶養者(異動)届
④	電子申請の利用は有料ですか？	利用料はありません。 ※ご利用の人事・給与システムが電子申請に非対応の場合は、電子申請に対応している人事・給与システムの導入コストが必要となります。
⑤	e-Govからの電子申請はできますか？	健康保険組合では、e-Govからの電子申請はできません。そのため、マイナポータルと連携している(API連携)人事・給与システムを導入しなければ、当組合への電子申請はできません。
⑥	電子申請を利用すると、1回の申請で日本年金機構(年金)にも同時に申請ができますか？	健康保険組合の電子申請は、日本年金機構などの他の機関と連携しておりません。日本年金機構へは、e-Govを利用する方法があります。詳細は日本年金機構のHPをご確認ください。
⑦	電子申請を利用するには、事業所としてどのような環境を整える必要がありますか？	電子申請は、マイナポータルにアクセスするだけでは手続きできません。 ご利用の人事・給与システムが電子申請に対応している(マイナポータルと連携している)ことが必須となります。 ご利用の人事・給与システムが対応しているかどうかは、各システムベンダーにお問い合わせください。
2. 電子申請の義務化		
①	電子申請の義務化の対象となるのは、どのような事業所ですか？	次の1~4のいずれかに該当する法人の事業所は、一部の届出を電子申請で行うことが義務づけられています。 1. 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人 2. 相互会社 3. 投資法人 4. 特定目的会社
②	電子申請が義務化されているのは、どの届出ですか？	電子申請ができる届出のうち、次が義務化の届出となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・算定届 ・月額変更届 ・賞与支払届
③	事業年度の途中で資本金等を変更する場合、いつの時点をもって電子申請義務化の対象になりますか？	毎年度、「事業年度開始の時」に判定することになりますので、事業年度開始の時の資本金等が1億円を超える場合は、資本金等の減資により1億円以下となったとしても当該年度は義務化の対象となります。
④	社労士に委託していても、義務化の対象になりますか？	社労士が義務化の対象となる法人に代わって手続きを行う場合も含まれます。

3. 電子申請での届出		
①	届出データを作成する上で、注意することはありますか？	ご利用の人事・給与システムによって電子データの作成方法は異なりますので、必ずシステムベンダーに確認をしてから作成してください。
②	どのようなデータを使って申請するのですか？	人事・給与システムを用いた電子申請に日本年金機構が公開している届出用電子データKPDF様式（csv）を添付して申請します。届書作成プログラムから、直接マイナポータルに申請することはできません。 ※一手続きあたりの容量は30MBまでとなります。
③	1つのKPDFファイルで算定届と月額変更届をまとめてもいいですか？	1つのKPDFファイルにつき、1種類の届出となります。1つのファイルで複数の事業所や、数種類の届出をまとめることはしないようにお願いいたします。
④	5等級以上降級の月額変更届は、賃金台帳の写しが添付書類となりますが、電子申請ではどのように添付しますか？	CSV形式届書総括票（csv）と届出用電子データKPDF様式（csv）の届出に、添付書類をデータにして必ず一式まとめて申請してください。添付ファイルのみでの申請は行えません。 添付書類のデータの形式は、PDF（拡張子：pdf）またはJPEG（拡張子：jpg）となります。 なお、添付ファイルは返却いたしません。
⑤	7月の月額変更届を6月中に届出していいですか？	先日付の届出は受理できませんので、事実発生日以降に届出ください。（資格取得届を除く。） この場合は、7月1日以降にすみやかに届出ください。
⑥	電子申請をした届出の内容に誤りがあったことが後日発覚しました。訂正をしたいのですが、この訂正も電子申請でできますか？	訂正および取消については、電子申請および電子媒体ではできませんので、紙媒体で申請してください。
⑦	二以上勤務被保険者の月額変更届を電子申請でできますか？	二以上勤務被保険者の方の届出は電子申請では行えません。紙媒体で申請してください。
⑧	社労士が事業主に代わって電子申請を行う場合は、何が必要ですか？	手続き毎に「提出代行証明書」を添付してください。（gBizID利用の場合には、社労士証票の写しを提出代行証明書に添付してください。） なお、添付する証明書の形式はPDF形式となります。（提出代行証明書（PDF）は日本年金機構HPよりダウンロードできます）